

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鴻巣市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号）第15条の2第1項のオンラインによる方法により出席した場合は、費用弁償は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。